健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 2 所管事務の調査(報告)
 - (1) 川崎市南部地域療育センターにおける不適切な職員の配置について
 - 追加資料 1 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

川崎市南部地域療育センター不祥事検証委員会設置運営要綱

追加資料 2 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 職員数

平成30年5月30日

健康福祉局

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 川崎市南部地域療育センター不祥事検証委員会設置運営要綱

平成30年4月23日

(目的及び設置)

第1条 平成29年度に川崎市南部地域療育センターで発生した不祥事について、発生した原因と 経緯を検証し再発防止策を講じることを目的として、南部地域療育センター不祥事検証委員会(以 下「検証委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 検証委員会の検討事項は、次のとおりとする。
 - (1) 南部地域療育センターで発生した不祥事について、発生した経緯と原因について検証する こと
 - (2) 同様の事案が発生しないよう再発防止案について検討すること
 - (3) その他法人のガバナンス強化に関すること。

(構成)

- 第3条 検証委員会は、理事長、常務理事、外部委員、事業担当参事・主幹をもって構成する。
 - 2 外部委員は理事長が任命するものとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、選任の日から南部地域療育センタ—で発生した不祥事に関する報告書が 完成するときまでとする。
 - 2 委員に欠員が生じた場合は、後任者が就任するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検証委員会に委員長1名を置き、理事長をもって充てる。
 - 2 副委員長は常務理事をもって充てる。

(運営)

- 第6条 検証委員会は、次のとおり運営するものとする。
 - (1) 検証委員会は、委員長が招集するものとし、必要に応じて開催するものとする。

(2) 委員長は、必要に応じて委員以外の関係職員を出席させ、意見を聴取することができるものとする。

(報告)

- 第7条 検証委員会の検討結果については、報告書にまとめることとする。
 - 2 報告書は法人ホームページにおいて公表することとする。

(庶務)

第8条 委員会の運営に関する庶務は、事務局が処理するものとする。

(謝礼)

- 第9条 外部委員へは謝礼を支払うものとする。
 - 2 謝礼の額は委員会1回の参加につき14,610円(税込)とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、検証委員会において協議し、 理事長が決定するものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

別表 検証委員会委員名簿

任期 平成30年4月23日~報告書完成の時まで

氏 名	役 職 名 等		
成田哲夫	理事長		
石 田 和 久	常務理事(事務局長)		
吉 澤 幸 次 郎	川崎グリーン法律事務所 弁護士【外部委員】		
松本和也	(株)福祉総研代表取締役【外部委員】		
平田雅之	障害事業統括参事(れいんぼう川崎所長)		
日 野 修 子	障害事業統括参事(KFJ多摩所長)		
佐藤奈緒子	高齢事業統括参事(ひらまの里ホーム長)		
吉田和江	保育事業統括主幹(さくらの木保育園園長)		
松本圭司	事務局体制検討及び人事体制強化参事(事務局総務課長)		

(福) 川崎市社会福祉事業団 職員数(平成30年4月1日現在)

職員数 (人)

正規職員	契約職員 (フルタイム)	契約職員 (パート)	計
533	253	249	1,035

市OBは職員8名(保育園長、看護師) 役員3名(理事長・非常勤理事・監事 各1名)

正規職員の勤務施設の内訳

(人)

障害施設 高齢施設		児童施設	事務局	計
278	153	92	10	533